

税負担の軽減による施策誘導の検討

1 既存減免対象等の量的拡大

(1) 市街化区域

	現 行	計 画
緑地保全指定面積 (緑被相当)	300ha	800ha
減収額	558百万円	1,488百万円

※1 緑地保全指定面積は、現行・計画分ともに公有地・民有地を含む。

※2 減収額は、平成19年度緑地保存地区に対する優遇税額を基に、現行・計画面積に相当する固定資産税・都市計画税が全額減免されたものとして試算した。

(2) 市街化調整区域

	現 行	計 画
緑地保全指定等面積 (緑被相当)	900ha	2,400ha
減収額	3.2百万円	8.6百万円

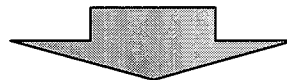
※1 緑地保全指定等面積は、現行・計画分ともに公有地・民有地を含む。

※2 減収額は、平成19年度固定資産概要調書の数値を基に、現行・計画面積がすべて特別緑地保全地区（評価額が山林の1/2）に指定されたものとして試算した。

2 新たな軽減措置

○ 第5回税制研究会意見

- ・負担軽減については、通常は、補助金で行った方が明確に誰にいくら補助したかということが分かるので、その方が透明だという議論になる。
- ・税の軽減措置では、守秘義務の関係で、市が個別の軽減額を公表できない。



税負担の軽減の方が、より効果が上がるものに限定して行うべき。

緑化の促進や緑の保全を目的とした税負担軽減措置について、引き続き検討していく必要がある。

(例) 条例等に基づき確保された緑地

- ・景観計画の策定に合わせた固定資産税等の軽減措置（道路沿いに植樹帯を設けて緑化した場合に、当該植樹帯部分の固定資産税等を軽減すること）
- ・市街地の建築物敷地において緑化基準を超える一定の緑化を行った場合に、固定資産税等を軽減すること
- ・広く市民と緑のふれあいの場として活用される土地の固定資産税等を軽減すること